

議案第63号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，住民票の写しの交付その他市が提供する各種の行政サービスを受ける際の手数料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1) 印鑑登録証の交付	印鑑登録証交付手数料	1件 <u>200円</u>
(2) 印鑑登録証の再申請交付	印鑑登録証再申請交付手数料	1件 <u>200円</u>
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	<u>1件</u> <u>200円</u>
(4) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1件 <u>200円</u>
(5) 認可地縁団体登録証明書の交付	認可地縁団体登録証明書交付手数料	1件 <u>200円</u>
(6)から(8)まで（略）	（略）	（略）
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	ア <u>窓口で交付するもの</u> <u>次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ, それぞれ当該(ア)及び(イ)に定める額</u> <u>(ア) 個人のもの及び5人以下の世帯のもの</u> <u>1件 200円</u> <u>(イ) 6人以上の世帯のもの</u> <u>1件 300円</u> イ <u>自動交付機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市が設置する端末機で, 利用者自らが必要な操作を行うことにより, 住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u> 及び多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で, <u>自動交付機に類する機能を有するものをいう。)</u> により交付するもの 1件 200円

(10) 住民基本台帳法第12条第1項並びに第12条の3第1項、第2項及び第8項の規定による住民票記載事項証明書の交付	住民票記載事項証明書の交付手数料	1件 <u>200円</u>
(11) 不在住に関する証明	不在住証明書の交付手数料	1件 <u>200円</u>
(12) 住民基本台帳法に基づき磁気ディスクをもって調製した書類の閲覧	住民票補助簿の閲覧手数料	1人1時間につき <u>2,000円</u> (ただし、1時間に満たないときは1時間とする。)
(13) 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの広域交付手数料	<u>個人のもの及び5人以下の世帯のもの 1件 200円</u> <u>6人以上の世帯のもの 1件 300円</u>
(14) 住民基本台帳法第20条第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件 <u>200円</u>
(15)から(20)まで (略)	(略)	(略)
(21) 身分に関する証明	身分証明書の交付手数料	1件 <u>200円</u>
(22) 不在籍に関する証明	不在籍証明書の交付手数料	1件 <u>200円</u>
<u>(23)から(25)まで</u> (略)	(略)	(略)
<u>(26)</u> 納税及び公課に関する証明	納税及び公課に関する証明手数料	1枚 <u>200円</u>
<u>(27)</u> 土地及び家屋に関する証明	土地及び家屋に関する証明手数料	1枚 <u>200円</u>
<u>(28)</u> 所得及び資産に関する証明	所得及び資産に関する証明手数料	<u>1枚 200円</u>
<u>(29)</u> 地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件 <u>200円</u>
<u>(30)</u> 地方税法第387条第3項の規定に基づく土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧及び交付	土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧及び交付手数料	1件 <u>200円</u>
<u>(31)</u> 土地地番図の写しの閲覧及び交付	土地地番図の写しの閲覧及び交付手数料	1枚 <u>200円</u> (1枚当たりの大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。)

(32)から(85)まで (略)	(略)	(略)
(86) 建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書類の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件 <u>200円</u>
(87)から(98)まで (略)	(略)	(略)
(99) (略)	(略)	(略)
(100)から(107)まで (略)	(略)	(略)
(108) その他の証明	諸証明手数料	1件 <u>200円</u>
(109)及び(110) (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1) 印鑑登録証の交付	印鑑登録証交付手数料	1件 <u>300円</u>
(2) 印鑑登録証の再申請 交付	印鑑登録証再申請 交付手数料	1件 <u>300円</u>
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付 手数料	<u>ア 窓口で交付するもの 1件 300円</u> <u>イ 自動交付機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)及び多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動交付機に類する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付するもの 1件 200円</u>
(4) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1件 <u>300円</u>

(5) 認可地縁団体登録証明書の交付	認可地縁団体登録証明書交付手数料	1件 <u>300円</u>
(6)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	ア 窓口で交付するもの <u>1件 300円</u> イ 自動交付機及び多機能端末機により交付するもの 1件 200円
(10) 住民基本台帳法第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票記載事項証明書の交付	住民票記載事項証明書の交付手数料	1件 <u>300円</u>
(11) 不在住に関する証明	不在住証明書の交付手数料	1件 <u>300円</u>
(12) 住民基本台帳法に基づき磁気ディスクをもって調製した書類の閲覧	住民票補助簿の閲覧手数料	1人1時間につき <u>4,000円</u> (ただし, 1時間に満たないときは1時間とする。)
(13) 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの広域交付手数料	<u>1件 300円</u>
(14) 住民基本台帳法第20条第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件 <u>300円</u>
(15)から(20)まで (略)	(略)	(略)
(21) 身分に関する証明	身分証明書の交付手数料	1件 <u>300円</u>
(22) 不在籍に関する証明	不在籍証明書の交付手数料	1件 <u>300円</u>
<u>(23) 独身に関する証明</u>	<u>独身証明書の交付手数料</u>	<u>1件 300円</u>
<u>(24)から(26)まで (略)</u>	(略)	(略)
<u>(27) 納税及び公課に関する証明</u>	納税及び公課に関する証明手数料	1枚 <u>300円</u>
<u>(28) 土地及び家屋に関する証明</u>	土地及び家屋に関する証明手数料	1枚 <u>300円</u>
<u>(29) 所得及び資産に関する証明</u>	所得及び資産に関する証明手数料	ア <u>窓口で交付するもの 1枚 300円</u> イ <u>多機能端末機により交付するもの 1枚 200円</u>

(30) 地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件 300円
(31) 地方税法第387条第3項の規定に基づく土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧及び交付	土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧及び交付手数料	1件 300円
(32) 土地地番図の写しの閲覧及び交付	土地地番図の写しの閲覧及び交付手数料	1枚 300円(1枚当たりの大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。)
(33)から(86)まで (略)	(略)	(略)
(87) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書類の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件 400円
(88) 建築基準法第12条第8項に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳に記載した事項に関する証明	確認台帳記載事項に関する証明手数料	1件 400円
(89) 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定に関する証明	道路位置指定に関する証明手数料	1件 400円
(90)から(101)まで (略)	(略)	(略)
(102) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)第1条の規定による改正前の都市計画法第43条第1項第6号ロの規定による既存宅地として既存宅地確認台帳に記載した事項に関する証明	既存宅地確認台帳記載事項に関する証明手数料	1件 400円
(103) 都市計画法第43条第1項の規定による建築許可を受けた建築物に係る台帳に記載した事項に関する証明	都市計画法第43条建築許可台帳記載事項に関する証明手数料	1件 400円
(104) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明書等の交付	都市計画法施行規則第60条証明書等の交付手数料	1件 400円

(105) (略)	(略)	(略)
(106) <u>都市計画法に規定する区域区分及び地域地区に関する証明</u>	<u>区域区分及び地域地区に関する証明手数料</u>	<u>1件 300円</u>
(107)から(114)まで (略)	(略)	(略)
(115) <u>農用地の区域の内外に関する証明</u>	<u>農用地区域内外に関する証明手数料</u>	<u>1枚 200円</u>
(116) <u>土地改良区及び土地改良区連合に関する証明</u>	<u>土地改良区及び土地改良区連合に関する証明手数料</u>	<u>1件 200円</u>
(117) <u>道路の幅員に関する証明</u>	<u>道路幅員に関する証明手数料</u>	<u>1件 200円</u>
(118) その他の証明	諸証明手数料	1件 <u>300円</u>
(119)及び(120) (略)	(略)	(略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった手続に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった手続に係る手数料については、なお従前の例による。